

平成27年第10回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年10月9日					
招集の場所	嘉麻市嘉徳生涯学習センター夢サイトかほ(大会議室)					
開閉会日時 及び宣言	開会 平成27年10月9日 13時 30分	開会宣言	副会長 山本 隆則			
	閉会 平成27年10月9日 15時 06分	閉会宣言	副会長 山本 隆則			
付議案件	① 議案第40号 農用地利用集積計画(案)について(利用権設定) ② 通知第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 27 名			欠席 3 名		
議事録署名委員	9番	大 里 健 次	10番	有 吉 重 敏		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	大 里 芳 明	係長	松 尾 典 子		
	係	加 藤 直 子				
招集委員及 び出席並び に欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	大 里 廣	○	16	有 田 廣 志	○
	2	田 中 末 勝	○	17	浅 田 正 子	○
	3	坂 口 政 義	○	18	梅 永 茂 美	○
	4	権 藤 春 義	○	19	縄 田 誠 一	○
	5	萬 田 紀 男	○	20	小 山 修	○
	6	松 隈 勝 久	×	21	熊 本 富 美 男	×
	7	齋 藤 英 俊	○	22	梶 原 徳 幸	○
	8	佐 藤 勝	×	23	秋 穂 勝 伸	○
	9	大 里 健 次	○	24	大 田 好 一	○
	10	有 吉 重 敏	○	25	廣 方 悟	○
	11	山 上 学	○	26	中 嶋 廣 東	○
	12	岡 本 喜 久 生	○	27	大 里 善 文	○
	13	山 口 朝 光	○	28	松 岡 茂 美	○
	14	山 田 政 秋	○	29	山 本 隆 則	○
15	豊 田 武	○	30	永 水 修 一	○	

第10回嘉麻市農業委員会総会（平成27年10月9日）

事務局長 みなさんこんにちは、定刻になりました。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてください。

それでは本日の出欠状況をご報告いたします。在任委員30名中、出席者27名、欠席者3名、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立していただきますのでご報告いたします。

事務局 【配布資料の確認】

事務局長 それでは、開会宣言を副会長にお願いいたします。

副会長 農繁期の大変お忙しい中に出席していただきまして、有難うございました。稲の収穫も順調に進んでいることと思っております。皆さんも既にご存知のとおりTPPが参加国による大筋合意ということで、今後我々日本の農業並びに農業農村の今後がどうなっていくのか大変危惧されるところでございます。今後の対応をきちっと充分注意していただかなければならないと思っております。それでは只今より、第10回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

会長 【農業委員憲章朗読】

事務局長 それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 それでは、ご挨拶を申し上げます。10月ももう3分の1過ぎようとしています。まだ遅い水稻の品種が残っておりますけども、大方の収穫は終わりを告げようとしております。収穫量は如何でしたでしょうか。福岡県の作況指数は北東部では98と発表されましたが、もっと悪かったんじゃないかなという感じがしております。さて、10月は神無月と呼ばれています。皆さんの集落にございます各神社の神様は10月になりますと島根県の出雲大社にお集まりになり来年をどのような年にしようかと相談をされる月と言われております。そう言う訳で逆に出雲地方の方々は神有月、全国の神様が出雲に集まりますので、神様が居られる月というふうに言われているそうでございます。先月の関東・東北豪雨は農家や農地が鬼怒川の堤防が決壊したことにより大変な被害をもたらしました。同じ農業を営む私共としましては、被害を受けられました農家の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。さて、副会長も申しましたように、環太平洋連携協定TPPの交渉でございまして、10月の5日、日本時間では土曜日となっておりますけども、最後の閣僚会議が開かれまして無理やりに大筋で合意をしてしまいました。農業分野も重要品目ということで、5項目挙げられていたわけですが、その聖域たるやなし崩しにされたと思っております。政府の高官は、いやそうじゃなくて勝ち取ったと言っておりますけども、ちょっとこんなことでは日本の農業はやって行けないという不安でいっぱいでございます。今後、政府が国内対策を農業については打ち出していくと言っておりますので、それを充分吟味して評価を下していくという思いでございます。次に改正農業委員会法の政省令が発表されました。そこで今はその省令が決まってしまったわけではござい

会 長 ません。今は、意見公募ということで、全国の皆さんから政府はその意見を聞くという期間でございますけども、大筋ではその政省令は変わらないと考えられます。詳しくは後でこの問題は議題として出てきますけども、嘉麻市の農業委員定数は19名、農地利用最適化推進委員、通称推進委員といわれる方々は、20名と言うことに相成ります。そういう事を踏まえまして、市長へ建議書を提出したいと思っているのですが、その内容については後で又説明をし、そして皆さんの了解を経て市長に提出したいと思っております。その結果がどうなるかと言いますと、12月の市議会で農業委員会の条例が、規則が改正されると思います。そして、そこで承認ができましたら来年の1月以降農業委員の選考に市長部局が取り掛かるものと思われます。その作業が終わってしまいますと、今度の新しい法律ではその農業委員さんにつきましては、議会の同意を得なくてはいけないということになっておりますので、28年の3月の市議会に農業委員の同意を求める議案が提案されると思われます。そこで認められますと28年4月1日より新委員によって嘉麻市農業委員会が発足するということになると思います。そういうふうに今丁度節目の時でございます。詳しい内容提案は後ほどしますので審議方よろしく願いをして会長の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議事を進めさせていただきます。本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ございませんでしょうか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、本日の署名委員さんは9番委員と10番委員をお願いをし、書記を加藤主査に執らせます。それでは、付議案件に入りたいと思います。議案第40号農地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、1ページをお願いいたします。

【議案第40号の表紙朗読】

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは、2ページをお願いいたします。今月はこのページに記載しておりますように、新規で碓井地区2件7筆5,401㎡、嘉穂地区1件8筆10,750㎡、稲築地区2件7筆7,870㎡、更新で碓井地区1件2筆3,922㎡の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますが、ご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議無しの声】

議 長 それでは、ご質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案につきまして賛成の委員さんは、挙手をお願いします。

会 場	【全員挙手】
議 長	はい、有難うございます。賛成多数であります。よって本案は原案の通り、市長部局へ回答したいと思います。続きまして、通知第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	<p>それでは、3 ページをお願いいたします。</p> <p>【通知第 10 号の表紙朗読】</p> <p>今月は 2 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており、4 ページに報告書を添付しております。以上でございます。</p>
議 長	それでは、報告のみでございますので、次へ進めさせていただきたいと思ひます。報告事項をお願いいたします。
事 務 局	<p>それでは、別紙 1 をお願いいたします。</p> <p>「公共事業に関する農地の一時使用報告書」こちらのほうが土木課の方からご報告が挙がっております。今回の公共事業の事業名は宮野下・山上線道路改良工事ということで、改良工事に伴う仮設の進入路と言うことで、農地のほうを一時的に利用すると言うことの報告になります。対象農地は嘉麻市小野谷永天 1 8 8 番地 1、地目田、面積 1,941 m²こちらが、試用期間の方が 28 年 2 月 15 日までということで、この期日までに現地の復元をすると言う報告が挙がっております。請負業者は株式会社吉國組ということで、場所につきましては、図面の方に位置図の方を付けておりますのでご確認のほうをよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議 長	報告でございますが、このことにつきまして、詳細のほう見て頂きましてご近所の方に聞かれましたら農業委員会はそうしておりますと説明していただくとありがたいと思ひます。それでは、続きまして、協議事項に入りたいと思ひます。建議書についての案件でございますが、その前検討委員会を設置することを皆様から認めていただきました。その検討委員会を開きましていろいろとご意見を賜りここにまとめたものを皆さんにお示しするわけですが、まず事務局から説明をお願いしたいと思ひます。
事務局長	<p>それでは、事務局の方からご説明いたします。</p> <p>9 月 11 日の総会終了後に第 1 回目の検討委員会、第 2 回目を 10 月 1 日の木曜日の日に開催いたしました。</p> <p>【嘉麻市農業施策に関する建議（案）についての説明】</p> <p>それでは、建議書（案）につきまして、ご協議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	今、長々と事務局長が説明しましたので、小分けして皆さんにご意見を賜って行きたいと思ひます。それでどのようにして分けるかと言ひますと、鑑といひますか、前文と言ひますか、この 1 ページのところまでひとつ切ります。その次は 2 ページのところまでこういう事を建議書の中に入れたいと言う項目がございます。これに付随しましてこの横書きのものを説明しましたですね。ここをひとつの区切りにしたいと思ひま

議長 　　す。3番目の区切りは別紙の1と2。この部分について協議していきたいと思
います。そのように3つに分けて議論を進めていきたいと思
いますので、よろしくお願
いいたします。そういうことでよろしいでしょうか。

会　　場　　【異議なしの声】

議長 　　それでは、建議書の1ページこういう前文とい
いましょうか、鑑で提出したいとい
う、その前文についてご質問やご意見がございましたらお願
いいたします。

議長 　　前文につきましてはよろしいでしょうか。

会　　場　　【異議なしの声】

議長 　　そしたら、2ページのところのこういう項目を立てて建
議したいということですが、
その前にこの横書きのところ
でいろいろ説明しました。なかなか理解が難しいと思
いますので、これについてのご質問がございましたらお願
いいたします。

18番委員　　はい。

議長 　　はい、どうぞ。

18番委員　　このところについては、市の方から農業委員会事務局のほうに質問があると思
う。その時に農業委員会がどう答えるかと僕はそう
思います。分かる。

議長 　　ちょっと、もう少し詳しくお願
いいたします。

18番委員　　2の項目については、市の方が農業委員会に対していろいろ文章を読んで、
農業委員会が弁明すれば通るとい
うふうに私は思います。

議長 　　ご意見として伺っておきます。

18番委員　　はい。

議長 　　そのほかございますでしょうか。
では、一応これは理解したということではおかしい
のですけど、振り返って質問されてもよ
ございますので、これはちょっと置きまして、
建議書の2ページを出して
みてください。こういう形で大きく分けて1と2
について、挙げております。その1のほうから
質問意見を承るのでございますけども、1番は
今の農業委員会の法が改正されましたその
ことについてこの様にして欲しいとお願
いしますということござ
います。その中身が4項目ござ
います。それについての質問意見を承ります。

10番委員　　ちょっといいですか。

議 長 はいどうぞ。

10 番委員 10 番ですが、今まで地域から出るときにはそれなりの選挙制度ということで出てきてましたよね。そしたらそれが早く言ったら無くなるわけですよ。そしたら何らかの形で市長さんとかそういうところで上の方である程度選任されるというわけですよ。それで、地域から推薦何とかという考え方があっていいのではないかなと思います。

事務局長 その辺につきましては、地域からの推薦もあります。地域からの推薦もあるし、公募もごさいます。

10 番委員 前は、第 2 区なら第 2 区で定数が多かったら選挙になりよったじゃないですか。それが、結局ないということですね。

事務局長 そうです。選挙がなくなると。

10 番委員 昔はなりたいで、なっていますね。

事務局長 そこら辺いろいろ制約があって、法律では過半数が認定農業者ということになっていますけども、認定農業者の数がそういう区切りがあるもので、嘉麻市は 92、今認定農業者がおられます。個人法人含めて定数によって変わってくるけれども、今のところであれば一番運営がしやすいのではないかということで、4 分の 1 まで認定農業者と認定農業者等まで含めたことという。

10 番委員 今までとは違うということ。

事務局長 今まで選挙でなっておったからですね。

10 番委員 分かりました。

議 長 その他ございますでしょうか。

5 番委員 いいですか。

議 長 はいどうぞ。

5 番委員 この 3 ページですかね。3 ページに面積割にすると嘉穂・山田・碓井・稲築、8 名、1 名、2 名、2 名というふうになるんですけど、これ選任するに当たって選考委員とかそういうのも市長とか当然そういう建議した人がそういうふうな人で選考するだろうと思うのですが。ただもめないようにする為に、例えば嘉穂町 1 つにして面積でこことこは 1 人でこことこは 2 人で云々というような認定農業者は横に置いてそういうふうな面積割するんですけども、その中で先ほども何回も出てきますけど、

- 5 番委員 遊休休耕そういう所のある地域、少ない所平地であまりないところそういうふうな対等に考えると、こっちは大変だなとだいたい面積割にすると2名は妥当なんだけど、これはあれだから3名にしてこっちはそんなにないから2名にしていたところを1名に云々というような問題が出てこないかなと思うんですよね。分かります。だからそういうところのあれはやはりその地域の農事区そういう関係の方しか分からないでしょうし状況がですね。そういうところで、話し合って検討されてそういうふうな割り振りというか人員の云々とか当然あってしかりじゃないかなというふうに思うんですよ。そうしないと推進委員の方を増やすのか、それとも農業委員の方の割り振りのところに1名増1名減とかいうような状況に応じてそういったようなあれも必要かなというふうには私は思いますけど。ただ単にボンと何処が何人、何処が何人と言うことしかないと思う。そういった話合いも当然農事区の中でいろんな区長さんたちが寄り集まってそういうふうな話が当然出ると思うんですけども、そういうのも入れておかないとですね。俺のところ大変ばい、あんたの所いいな。そういうのが出てくるのかなと思うんですけどね。
- 議長 今の質問意見は建議項目の農業委員会に関する法律改正についての(1)農業委員の選出方法ついてで、別紙のところの選任区分についてのご質問、意見だったと思います。それについてですね。今言われたことについて、事務局長より説明を検討委員会で出ました考え方について話をしてもらいたいと思います。市長部局の思いが前面に出てしまうということのないようにここの中には書いてないけども選考委員会と委員制度を採用してほしいと、その選考委員会の構成に何とかというそういう内規の意味で市長に建議する予定にしております。ということで今の質問。
- 事務局長 耕作放棄地の多い少ないですか。現時点では分かりませんよ。うちの方は上限の19名ということで市長部局の方にはするけど、向こうが人数をどう定数をするかによって、市長のほうも変わってくると思うんですよね。うちとしてはせめてこういう具合に最高上限19名でこういうふうにしてくれないかという目安をここに出しているんです。
- 5 番委員 だからそういった砕いたような意向を考慮してもらって責任というか、お願いしますという意向をいれておけば分かり易いかなと私は思います。こういったことも考慮して選任してくださいねといったことを入れておけば親切だと思います。そこまで考えて一項いれておけば噛み砕いたところで入れておけば分かりやすいかなと。
- 事務局長 国の考えは全体的で地域、推薦と公募と、全体的にしか考えてないです国は。地域とかとそういう部分は、国の考え方はですよ。今出してきた部分については。こういうふうにしていただ方が後々農業委員会のほうが上手く回るんじゃないかということにでだいたい目的的に出しているわけですね。
- 5 番委員 当然各地区の下部組織からずっと積み上げていくんでしょうけど、そういうところは考えて案を出しているだろうと思うんですけども、そういう事を一項目書いていたら入れておいたら非常に分かりやすいのかなということをおもったから。

議長 その他質問、意見がございましたら、お願いいたします。

18番委員 無し。今、答え出ます。

2番委員 答えはない。これはこうして欲しいという要望ですから。

9番委員 ダブリますけど、これは、あくまでもこういうものを提出しますと、こちらでつくったものですよね。だから。局長が言うように上からはまだこうと言っただけであって、また選出の方法というものは、やはり今までしたような地域でするせんをしたりしないといけない。だから、これはこれでいいのではないですか。今のところは。

2番委員 農業委員としてはこの条件で運営して欲しい、うまく機能するからと言うことで意見書を出している訳でしょう行政に。じゃこれでいいのではないですか。

9番委員 従来どおりお互い話しながら誰を出すか分からないけれども、例えば農事区長さんだとか代表を集めて面積とかいろんなことでこういう人がいるからということで、出さざるを得ないと思うんですよ。

13番委員 会長いいですか。

議長 はいどうぞ。

13番委員 今出ている19名というのは嘉麻市の耕作面積、農業者数それで最高人員が19名と思うんですよ。それで、最高でお願いしますと言っていると思うんですよ。また4分の1というのは、認定農業者の4分の1でお願いします。これ以下に下げると言うのは大臣にも許可がいるのですかね。そこまでいかないで、以外で、4分の1であれば、例えば嘉麻市に認定農業者が沢山いれば問題ないと思うのですが、そんなにいないから4分の1でお願いします。これが下限ですよ。これ以上下げられないんですよ。これを5分の1ですと言えば大臣の許可が要るんですよ。最高最低お願いしますということだからこれで良いのではないのでしょうか。私はそう思います。これを20名とかは出来ないのでしょうか。

議長 はい。そうです。

2番委員 2番です。それとですね。この建議書は行政の方にお伺いということで出していると思うんですよ。行政の方が農業委員の検討委員会とかなんか。

議長 選考委員会。

2番委員 選考委員会ですか。選考委員会というのを開くと思うんですよ。その時に農業委員、例えば10名選考委員を選ぶなら農業委員から2名か3名を出してくれというふうに一緒に受けてた方が良くはないのでしょうか。農業委員会としてはこういうふう

2 番委員 | に検討しているということで。それの方が若干いいのではないだろうかと思うんです
よね。選考委員会で何名と決まってその内何名を農業委員会が入っているということ
で、これが今の雰囲気を作るに市長なり選考委員さんの方に意思表示が出来るんじ
ゃないだろうかとは思っていますよ。これはこれとして挙げて。

議 長 | その選考委員会を設置した方が望ましいですよということは勿論口頭で市長さんに
言います。その選考委員会の約束と言いますかルールと言いますか、規約と言います
かそういうモデルもあるんです。その中に今言われたようにこういう方々がいいんじ
ゃないでしょうかというモデルがあります。その中に農業委員も入っています。入っ
た選考委員会の内規といたしましうかそういうものを作って届けるようにする予定
です。そういうことも含めてご理解をしておいてくださいという。だから田中委員の
意見が取り入れられた形で、10月の終わりまでに12月の市議会に掛ける案を出し
てくださいというふうに総務課ですか議会事務局ですか。

事務局長 | 総務課から10月いっぱいということで。

議 長 | 言われていますから、そういうことみんな揃えて届けるようにしたいと思っていま
す。

2 番委員 | それが、この建議書案ですね。

議 長 | そうです。

5 番委員 | 極端に言ったら。

議 長 | 議長を通して言ってください。

5 番委員 | 13は変わらないにしても、(2)(3)(4)の3、1、2、そこを入れないと19人、
繰り上げにならないから数字が入ってますけど、これが仮に(2)のところは3じゃ
なくて2になって、(4)のところは3になる可能性はあるわけでしょ。そういうこ
とはある。ただ、納得がいかないけど、頼りだけどいない。どうする。3名いないけ
ど2名しか。極論で言ったらですよ。中身は変わる可能性も無きにしも非ずですね。

議 長 | それでは、進み方を整理します。今2ページの(1)のところばかり話しが進んでお
りますけども、それが3ページに関係があるのではというのが出てますけども。この
2ページの部分を1、2それぞれ片付けていって3ページのところに一番議論にな
ると思いますけれども2ページのほう了解と言いますか、採決することはないので
すけども、これでどうかなということで了承を経ていきたいのですが。2ページの上
の方の部分ですね1、農業委員会に関する法律改正についての(1)(2)(3)(4)
についてご質問なり意見があったら言って頂きます今これで了解してもらえると
いうことになれば、1の分は終わりにして2の分に進んで行きたいと思いますが、2
ページの1の分について集中的に質問・ご意見をお願いいたします。

会 場	【異議なしの声】
議 長	それでは、2 ページの 2 のところ、農業振興について 5 つほど項目を挙げて書いてありますが、こういうことにつきまして、更にこれも加えて欲しいとか、意見がございましたらお願いいたします。
会 場	【異議なしの声】
15 番委員	ちょっといいですか。
議 長	はいどうぞ。
15 番委員	15 番ですが。飯塚の方には後継者育成とか、後継者を作るための活動とか。添田の方は、添田のほうで活動をしてある。そういうことをもっと基本的に大元をしないことにはどんどんどんどん高齢化していっているのでもうそういう農業振興、何作りようとか、どうせいとか、荒地を作らせるなとかいうことと同時にそういう新しい人材づくりとかという働きかけするようなそんな項目がこれには必要無いんですかね。他所の地域は現にやられているのに嘉麻市の場合はそういうのを積極的にしていっていいと思いますけど。
事務局長	市、独自の部分と言うのは無いですね。飯塚市が確か、今飯塚市独自で新規就農とか市内で農業を始めるとかそういう部分について、補助を出したり、そういう事はしていますね。それも今度県の補助も若干出てきているみたいな話しはしていましたね。
15 番委員	実際人材はそれが本物になるかどうか分からないけれど、わりかし希望者は多いようなことはちょっと聞いたけど。
事務局長	人数までは私、聞かなかったけどですね。
15 番委員	何かそういう事を実際にやっということ。やっていただきたいなと思います。
議 長	だから、私どもとしては、そういう 15 番委員さんの思いみたいなことを。こういう計画をしなさいではなくて、大きな意味で文章に書いて市長に届けておけば、これは大切なことだということで、農政のほうに市長部局が来ると思います。そういう意味で私どもは市内全体を見た形でこういう項目もちゃんと入れて市長さん考えてくださいよという事を提言しているわけです。だから、思いは一緒でございますので外れておりませんのでここに書いてあるということで、ご了解ください。その他ございませんでしょうか。
会 場	【異議なしの声】
議 長	それでは、2 ページの後半よろしいでしょうか。

会 場 はい。

議 長 3 ページの事について。書いてある内容がちょっと分からないとか、これはどういうことかとか、又はご意見を承ります。今、どなたかが言われましたように法律でこれだけいいですよと言う上限を市長に建議しようとしているわけです。そうしますとこういうふうな区分になるのではないですかと、本来は自ら進んで手を挙げてやってみたいというのを主にして下さいと地域分けやなんかはそんなにしないで本当に農業のために農業委員会の一員として頑張っていきたいという人が望ましいと言っているけれども、そんなに理想ばかり言ったんではどこか区分けをしておかないと誰も手は挙げないという事が起こるだろうということでこういう考えの基にされたらどうですかということをご定義しているわけでございまして、こちらが建議したのが強制力がある訳ではございません。しかし、こういうことを参考にして選考委員会が設置されるならばしてほしいですよという思いでございます。

7 番委員 いいですか。

議 長 はいどうぞ。

7 番委員 今農業委員の定数につきましてはここに書いてありますように面積以外で 19 人となっているのですが、推進委員が 20 名ということになっておりますけどこれについてはそれぞれ地区によって詳細は。例えば嘉穂地区は何名とかそういう詳細はまだ決まってないのでしょうか。

事務局長 そうですね。推進委員さんの数によってハッキリした数が決まれば。それによって、地区を決めていくと、地区から推薦していただいたり、公募をするというふうになっていくと思います。

議 長 申し添えますけれども、農業委員の 19 名にしても、推進委員の 20 名にしてもこれを条例まで規則を決めるのは市議会でございます。法律がこうなっているからもうこれは動かせないというものではございませんので、私どもは最大の数をお願いしめすという建議をしているところです。決めるのは市議会です。

1 番委員 いいですか。私はこれで良いと思うわけですよ。建議書を出していますから後は行政がどういう回答をするのか、直球で来るか、カーブで来るか、アウトで来るか、等々その時にまた審議することが必要じゃないでしょうか。1 回で終わる事はないと思いますので。

議 長 全国の建議書と言うのをインターネットで見たら必ず建議書を形式に則って出していますね。そしたら、市当局は外局の農業委員会に回答書を出してありますね。それが私どものところにも回答書が返ってくるだろうと思います。なしのついでではないと思います。私はきっと返ってくると思います。

1 番委員 その時に審議する必要があるかと思いますからね。

事務局長 審議する時間は無いです。

1 番委員 無いですか。

事務局長 無いです。

議 長 10 月の末までにはもう時間がないので。

事務局長 農業委員の定数と推進員の定数と。

議 長 案を事務方は出します。それを市長部局がどう捉えるかは分かりませんがこの建議書に則って事務局はこんなおこがましい事を言ったらいけませんけど皆さんの代表の会長としてはこれに則って条例規則を作りなさいとでそれで、総務課に出したら総務課が財政とかいろいろな事を考えて市長さんに言って市長さんがこの案ならば議会を通るだろうという議案書を作られて議会の方に出されると言うことになると思います。ごめんなさい。議員の方が居られる。

26 番委員 議長、いいですか。

議 長 はい。

26 番委員 議会のほうに振られましたので議会選出ですから。一般的にいろんなこれは農業委員会に限らず教育部門にしても福祉部門にしてもそうですけど、いろんな機関があります。いろんな委嘱をするわけですけど、これはここに書いてありますように、いろんな学識経験者だとか、そういうことからその委員を定数例えば 10 名とか 12 名とか選出する。その時に勿論稟議をして市長の決裁を貰う。そういう手続きをする訳ですけど、私の考えではやはり農業委員会の組織と言うのは専門化の皆さんが出られていろいろこういう形で作られた建議書ですからこれは、市長は最大限尊重されるのではないかと言うふうに私は思います。この 19 名の定数を勿論増やすことは出来ませんが下回るということは、私はないのではないかなと私自身は気がします。12 月議会で議案の提案があると思いますけど私はそういうふうな形で出てくるのではないかと、ですから最大限この建議書については、私は、市長は尊重されて多分会長さんの方にもそういう通達があるのではないかなという気はします。これは、意見として出させておきますけど。

議 長 では、3 ページはだいたいこういう事でご理解を願ったということで、4 ページのことについて質問・意見がございましたお願いしたいと思います。

事務局長 農業委員さんと推進委員さんというのは、いろいろまた人数にもよりますが財政的な部分とか、今の行革とかそういう部分があるから 26 番委員が言われていたけど、

事務局長 向こうは農業委員と推進員と一緒に考えて思うんですよね人数的なものは。国の方は現行の30名、今農業委員さんが30名だけど、国の方は半数に下さいという話もございます。そして、推進委員につきましてはうちの農地面積から考えて20名までいいですよ。そこら辺がその財政当局の方が定員を30名でしてくれという話が出るかもしれませんが。そこら辺がまだ市の執行部の方の話がどういうふうに出てくるかこれを出してからどういうふうになるかというのはちょっと分からない部分が多不透明な部分が多いと思います。

議長 そういうことも含めて、私どもとしては上限を具申しておこうということです。

26番委員 議長すみません。今これ大里事務局長の話があったんだけど、この建議書は何時出したんですか。

事務局長 まだ、今からです。

26番委員 この建議書は今日こういう会議の中でいろいろ質問が出たんですけど、これ良かったら早めに市長の方に出していただいて12月議会となるとこれは11月に議案を作成するでしょ、あんまり時間的余裕がないんです。ですから出来るだけ早く出してもらって今言うように農業委員会としては19名の農業委員さんと20名の推進委員を必ず確保してくださいと、いう要望をこれ会長の要望を含めて市長にこれをお願いします。ということをお願いしたほうが良いのではないかなと私は思います。私どもも議員として出ているのでそういう所の要望についてはそういうことはできますので、できるだけ早めにこれを出しとったほうが良い。

事務局長 よろしいですか。実は来週の14日火曜日、市長と日程アポが取れていますので、14日の行くようになっております。

25番委員 ちょっと補足でいいですか。

議長 はい。

25番委員 定数の話しですよ。農業委員の人数は本来30名MAX10人に下がるこれは当然論理上住民も減っていますから、元々推進委員というのは名前が違うんですけど、元々居るんですよ。だからこれと二つを棲み分けさせて議論させないとMAXのこの30の中で収めなさいと。11ですか、そんな性格と全然違うんですから全然農業委員と推進委員は全く違うその被るのは被るんですよ。ある程度活動は、ただ権限においてはかなりギャップがある。その辺は別なものですから当然国の制度でも認めているので、その日に建議書出して向こうが出してくると委員会としては強く反論はして論理的に詰めていかないと数だけ言われると農業委員だけが30居たのがトータルとすると30は増えるのではないかとこの数の論理と全く違うんですよ。その辺はやっぱり建議書を出したから向こうの言うとおりではなくて、全然筋の違う話ですからそれもキッチリ言われたら。農業委員の定数については当然11人原則として

25 番委員 推進委員は別の話ですからね。今ちょっとね。その辺は遠慮せずやらないと。僕らも議会からたまたま出てきていますけど、そういう筋が出れば当然委員会の立場で反論していきますので、それは絶対攻めますから我々はただ言われて仕方ないよということで終わらせてもろとくと我々も立場上言われぬ。こんなこと言ったよと定数そんな条例案出したら当然反論やりますから。

議 長 10月の2日に国の農水省から熊本の農政局に来て九州各県の農業委員会の関係者に説明をした訳です。そこで今、25番委員が言われましたように農業委員と推進委員は全く違う性格の仕事をするグループですと。農業委員は今までここでしてきたように法令の事についての議決をして許可をしたり、認可をしたりとか、こういうふうには建議をしたりとか、農業に関係するそういうことの嘉麻市の方向について意見したりだとかそういうふうなことをする。推進委員はそれぞれの地域に張り付いて今度の農業委員会の主な仕事は耕作放棄地がないようにだとか、または、主に農業をしている集落だとか認定農業者だとかそういうふうな方々に集中しないともう高齢化して自分たちの村が守れなくなっているとそういうことのお手伝い、助言そういうことをするのが、推進委員。それぞれの地域に張り付いてお願いしますよとそういうふうには性格の違う業務をして欲しいという思いですよと、今度の法律は、そういうふうにお聞きしておりますので、今言われましたようにこれだけいるんですよと、農業委員はこれだけ、推進委員はこれだけいるんですよというのを、それは皆さんを代表して私は言うつもりでございます。

26 番委員 大里局長、あまり予算がどうだとかこうだとか言う事は関係ない。今議長が言われたように農地法の改正によってこういう定数になっているんですよ。これMAXでちゃんと確保してください。とこれでいいんですよ。何ですか、こういうことですよと説明すれば良い。市長が何処まで理解しきれぬかどうか分からないけども、何れにしても理解をさせてそして確実に人数を確保するとこういう形で攻めた方がいいです。予算がどうだとかと言うことは、これは市長が考えることであって、こちら側から言うべきことじゃない。

事務局長 实际的にうちの方からは言わないと。

28 番委員 いいですか。

議 長 どうぞ。

28 番委員 28番です。さっき会長が言われた熊本の農政局の話聞いていたら、農業委員はハード面で推進委員はソフト面というか。そういう考え方ハード面、ソフト面という考え方で基本的にいいとそういうような感じですかね。それが極論で分かりやすいのかなと。

議 長 今までは、両方だったから、そこを棲み分けしようというわけです。そういうことで、4ページは推進委員については20名と言うことで建議すると。建

議 長 議の内容の具体的な文章でございます。全体的にこれでよろしいでしょうか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 採決をするほどのことではないから今の返事だけで。

4 番委員 定数が減っていますので、範囲が広がっているので全然分からないのではないですか。例えば、稲築の人が嘉穂町のいろいろなところの土地は状況を聞かれてもほとんど分からないと思いますよ。推進委員がそれに適した人を選んでもらうような形を作ってもらわないと。

15 番委員 いいですか。すみません。

議 長 はいどうぞ。

15 番委員 農業委員はこういうふういろいろな話し合いをしたりして決定しますよね。推進委員はそういう横のつながりをもって話し合ったりなんたりするような事があるんでしょうか。どういう形で関わって行くのかなと。

議 長 わたしの理解しているところでは、今 4 番委員が言われましてように、今 30 名。専任の委員さんたちを含めて嘉麻市を割っておりますね。今度は農業委員が少なくなりますのでその方がこの谷、この谷のところの方であればその方に協力してもらって何人かの推進委員が居られるということで、そこで起こった相続だとか売買だとかと言う情報を、今は 30 人で情報を集めてここでこういうふうな事情でこの土地も売買がありましたよという事がきますね、ところが減りますから全て 19 名の農業委員がそれを把握する事はできないから、推進委員の人に聞く。推進委員は農事区長さんに聞くということで、情報を集めて農業委員さんは会議に出席する。それでも、詳しい事情を聞きたいときには推進委員さんはこの農業委員会に来てこういうことなんですよと、だからこれはいたしかたない事情によって相続で揉めていたけどちゃんと話がまとまりましたからこの案件について農業委員会は承認されていいんじゃないですかと言うふうな意見を発言することができるのです。推進委員さんは、しかし、それぞれの案件について OK か可決するか、保留にするのかというようなことを決めるのは 19 名の農業委員さんでしかできない。だから、採決には推進委員さんはかたれない。質問の、推進委員さんの会をして情報交換だとか何とかというふうなことはできますかということだったでしょ。それは、新しい農業委員会はやっぱり推進委員さんはこのようなお仕事をお願いしますという会をしたり、又は情報交換の会をしたりするのは、今度は農業委員会が主催してその方々に集まっていただいて今こういう傾向でございますよと。市内では今こういう事が行っておりますだとか、国の段階ではこういう方向でございますとか、そういうふうなお話しの会を積極的に農業委員会は招集して働きかけていかななくてはいけないと思います。始まってみないと。私が 4 月以降どうなるかわからないのにこうしますとは言えませんが、そういうふうになっていくと思います。

- 5 番委員 7 ページに書いてあるように、推進委員さんも仕事・責務というのは農業委員さんが現状やっているのと全然変わらないくらいのボリュームがあるんですね。耕作放棄地にしろ、担い手しろ、集約化にしろ。今農業委員さんがやっている農家の方からの相談とか等々。推進委員さんはそういうことをやらなければ、活動させなければいけないという事が、この文面に書いてありますけど。ちょっと結構今までの農地パトロールいろいろあったんですけど、それとはまた違うボリュームのあるものになってきますね。会長が言われたように、農業委員会に出て意見云々は農業委員さんと推進委員さんが密接に連絡をとりあって問題点の解決に努めないといけないと思います。だから農業委員さんがきて自分の意見と推薦委員からこんな問題の定義があったと云々ということで、農業委員さんは会議の中で代弁することができるんですね。よっぽどのことがない限りは推進委員さんここにきて言うのではないと思いますけど。これ見ると先ほど委員が言われたけど、これだけの仕事をして農業委員と極端に言ったら金額面に差があるとかおかしいじゃないか。そういうのはこれを見ると結構ボリュームがありますね推進委員は。会長もこの人間が少なくなるだから今まで見れよったところも見れんようになる。もっと広範囲見ないといけない。そうすると分からない部分があるだろうから推進委員の方がその部分を埋めてもらって云々というようなことをしなければいけない。これを見ると推進委員の方が動かないといけない。農家の方から意見があったりしたら現地に行ってみたり打ち合わせしたり、大変なことになってくると思います。そこら辺のところははっきりさせとかないと、もう俺はせんばい。農業委員と一緒にないなということになりはしないかという危惧するところがあるんですけどね。ここを読んでいくとそういったようなえらいこれは仕事が大変になるなど。
- 議 長 そういうふうに解釈される方もあると思いますけど、私共の上部団体の県の農業会議が主催した研修会では全国の農業会議所の方が来て説明していたところのその部分だけ言いますと、農業委員さんと推進委員さんはもうピッタリ連絡をとって、農家の方からの情報なり出かけて行ったりするのは二人で是非ペアを組んでいって欲しいということを盛んに言っています。推進委員さんだけが働かされるとかと言う事ではなくそこは一緒にしてくださいというふうなことでございましたのでそういう事も含めて推進委員にお願いをする新しい農業委員会としてはやっぱりその辺は充分集まっていたいて説明するなり充分その辺のところの話しを理解してもらってお願いすることになると思います
- 5 番委員 全く二人三脚みたいな感じで、正副じゃないですけどその様な形で動かないと又動くようにしないととても仕事が回らない。相談等の解決には至らないと思いますが。
- 議 長 それでは、いちばん最後のページまでご理解いただいたということで、これで、14 日の日に市長さんの所に行って建議書の内容を説明してきてよろしいでしょうか。
- 会 場 【異議なしの声】
- 議 長 では、建議書についてはこれで。了承とすることで先に進みたいと思います。

事務局長 すみません。もう一つ二枚紙で農地を所有できる法人の要件の見直しということで農業委員会法だけではなく農地法の方も若干改正がありますので、その分説明だけしておきます。現在の農業生産法人というのが、名称が農地所有適格法人というふうに今度変更になります。後中身のほうにつきましては議決権とか構成員要件、役員要件とかいろいろ前に比べてゆるくなっているというふうになっております。後は、お目通しのほう宜しくお願いいたします。

議長 この法律も一緒に変わっておりますのでご承知しておいてください。
あと、その他連絡等事務局がしますので宜しくお願いします。

事務局 それでは、事務局の方から連絡いたします。
【次回総会開催日について】
【平成 26 年度利用状況調査後の意向調査について】
【先進地視察について】
【11 月支払いの委員報酬について】
事務局からは以上です。

議長 それでは、今事務の方が言いましたようなことをメモ帳や何かに書いておいて欲しいと思います。

事務局長 それでは、閉会の言葉を副会長にお願いいたします。

副会長 長時間大変お疲れ様でした。これをもちまして、第 10 回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

9 番委員

10 番委員
